

論 説

## 評価単位問題と実現原則・不均等原則

— 未実現損益の認識をめぐる —

佐 藤 誠 二

### はじめに

現行ドイツ商法典は第252条1項において、評価に関わる一般的原則を定めている。貸借対照表同一性（1号）、継続企業（2号）、個別評価（3号）、慎重性、実現、不均等（4号）、期間限定（5号）、評価継続性（6号）の諸原則がそれぞれであるが、これらの諸原則を商法典に法典化することによって、主要な正規の簿記の個別諸原則ないし個別の評価規定の解釈のための指導原則が、従来の教科書の構成要素にかわって法律の構成要素となったといわれる<sup>(1)</sup>。

ただし、一般的評価原則を定めた立法者の意図はあくまで、次の明瞭化の点にあるといわれている<sup>(2)</sup>。

- (1)立法者は、正規の簿記の諸原則への帰属が論議される若干の原則に関して、法の妥当性を明瞭にした。
- (2)立法者は、法典化された諸原則を用語上、確定した。そのことにより、諸原則を適用する場合、それらが十分に定義されていない限りには、展開された規制に向けての法解釈が命令される。諸原則は法の語意により解釈され、それが明確でないときにはじめて、意味関連が問題となる。
- (3)法典化によって、立法者は列挙した諸原則を正規の簿記の諸原則の全体システムに占める地位を強調した。立法者は正規の簿記の諸原則の全体システムにおいて比較的高い順位を持つような諸原則に高めようとした。

ゼルヘルト（F.W.Serchert）は、この点に関連して、商法典第252条1項に列挙される評価諸原則は、評価の個別問題に関して、法典化された正規の簿記の諸原則のかわりに、法典化されない（不文の）正規の簿記の諸原則が関与することを除外するものでないという。法典化された一

般的評価原則は規制領域をその都度、限定するものであって、法典化されない正規の簿記の諸原則による規制の余地を与えている。第252条に規定される評価原則は、第243条 1 項に掲げる一般法としての正規の簿記の諸原則との関係では、特別法としての性格を有するものでない。ここでは「特別法は一般法を廃す (lex specialis derogat legi generali)」の規制は妥当しないのであって、明確化の目的での正規の簿記の諸原則の選択が専ら問題になっているにすぎないというのである<sup>3)</sup>。

上のゼルヘルトの立言にみられるように、確かに、商法典第252条 1 項に列挙される一般的评价原則は、従来、法と学説によって一般的妥当性の認められてきた正規の簿記の諸原則を法典化し法的妥当性を強調したものである。しかし、法典化は、レフソン (U.Leffson) も述べるように既存の法状況 (簿記と年度決算書に関する法規定と正規の簿記の諸原則との関係) を変化させるものでないのであって<sup>4)</sup>、依然として、不確定法概念に対する解釈問題が提起されているといえよう。

さて、本稿で取り上げる「評価単位 (Bewertungseinheit)」の概念は、こうした一般的评价規定の解釈をめぐる最近、活発に論議される評価概念である。周知のように、ドイツにおける商法会計制度の特質は、債権者保護と資本維持を重視して、個別評価原則、慎重性原則、実現原則、不均等原則といった保守主義的利益確定規準に基礎づけられている点にある。しかし、近年において、質量ともに拡大化した外貨建取引と金融派生商品取引の進展は、財産対象物と負債の評価単位範囲の決定とそこにおける未実現損益の認識に関連して、とりわけ個別評価原則と実現原則の解釈の見直しや、そこにおける一般規準としての正規の簿記の諸原則の関連づけを求めている。そこで、本稿では、主としてヴィードマン (H.Wiedmann) の論攷に依拠して、「評価単位」概念を中心とした個別的な評価原則への解釈見直し論を整理し、新金融商品をめぐる今日的な評価課題の意味するところを検討してみたい。

## I. 評価単位と一般的评价原則との関係

評価単位そのものについては、商法典において、何等、認識し得ないけれど、近年、急速且つ活発に論議される概念である。この評価単位概念に関する議論にとって関心あるのは、異なる独立した財産対象物と負債が疑いなく存在するにもかかわらず、一定の複合体がその個々の構成要素別にではなく、単一体として貸借対照表に計上されるか、もしくは評価されるという事例である。そして、こうした「評価単位」の概念と結びつく問題領域に対して、この間、評価単位の

なかで未実現の損失と利益を相殺するという「相殺的評価 (kompensatorische Bewertung)」なる概念も提起されている。また、「相殺的評価」との関連では、ヘッジ目的のいわゆる金融派生商品 (derivative Finanzinstrument) の開発と投入を背景として、貸借対照表に記載される取引だけでなく、貸借対照表にあらわれない取引 (いわゆるオフバランス取引 off-balance-Geschäfte) が、多くの対象となっている。この取引では基礎取引とヘッジ目的の補償取引を一体のものとみなして、そこでの損失期待を利益期待と相殺することにより、一定の前提のもとで、損失表示が行われることはない。従って、この関連での問題解決にとって重要なのは、個別評価原則というよりは、むしろ実現原則と不均等原則である<sup>6)</sup>。

ヴィードマンの上の説明によるまでもなく、評価単位の形成問題は、財産対象物と負債の個別評価問題だけでなく、損益の認識原則に深く関わっている。この場合、とくに重要なのは慎重性原則、さらにそれを支える実現原則と不均等原則ということが出来る。

商法典は第252条1項4号において慎重性原則を次のように規定している。

「評価は慎重に行われなければならない。すなわち、決算日までに発生した予見可能なリスクと損失はすべて、それらが決算日と貸借対照表作成日の間にはじめて認識し得たとしても計上されなければならない。利益はそれが決算日において実現しているときにのみ計上しなければならない。」

この規定の要点は、決算日までに発生し、作成日までに知り得た、すべての予見可能なリスクと損失が計上される一方で、決算日までの実現収益のみが計上されるにすぎない (実現原則) という不均等な取り扱いである。従って、この規定においては、未実現損失は計上しうが、未実現収益は計上しえないという保守主義的な原則が基礎づけられている。

この点、ヴィードマンは、第252条1項4号に規準化された慎重性原則は実現時点までの不均等な評価を定式化した (不均等原則) ものであり、その時点まで、価値増額の計上を禁じているという。かれによれば、慎重性原則の表現としての実現原則は、利益と売上高を結びつけ、そのことを通じて収益と費用の期間適合的表示を規制する。その為、実現原則は積極側計上と消極側計上の原則でもある。すなわち、実現原則を指向した期間適合的利益算定原則の場合、期間費用は、当該会計期間の (期間収益として把握される) 売上高に対応させねばならない支出額である。この期間適合的利益算定の原則は、支出繰延=積極側計上と支出見越=消極側計上を要請する。従って、実現原則の作用は消極側計上を理由づけることにあるが、引当金の設定に関して、不均等原則に対してより限定的に作用するというのである<sup>6)</sup>。

もちろん、年度決算書において記載される財産対象物と負債を評価については、原則的には、

上のような商法典第252条1項の一般的評価原則が考慮されなければならない。これらの原則からの離脱を法は根拠を持つ例外事例においてのみ許しているにすぎない。

商法典第252条2項は、この例外規定を以下のように定めている。

「根拠ある例外事例においてのみ、1項の諸原則からの離反が許される。」

ゼルヘルトによると、この場合の「根拠ある例外事例」とは、それが常に繰り返すことのできないこと、通常のものではないことを意味し、あくまで特殊例（Besonderheit）にすぎないという<sup>7)</sup>。フリーリックス（W.Freericks）も同様に、それは極めて重要な特殊事例における状況を意味するのであって、例えば、個別に評価することができないか、その状態をもはや作り出すことができない場合、多数の財産対象物の一括評価を行うことができると述べている<sup>8)</sup>。従って、金融派生商品などの取引の場合、包括的な評価単位の形成による未実現利益の認識とそれに基づく未実現損益の相殺計算（個別評価原則及び慎重性原則とそれをささえる実現原則・不均等原則からの離脱）は、この第252条2項の例外事例として法的に許容されることになる。しかし、プラー／ナウマン（R.Prahl/T.K.Naumann）によれば、金融商品取引における実際の企業実務では、この第252条2項の例外事例の適用をもってしても、包括的な評価単位の設定の事態は打開しえず、納得しうる解答を生み出すためには正規の簿記の諸原則を指向しなければならないという<sup>9)</sup>。また、ヴィードマンにおいても、企業の実務、とりわけ銀行実務において、個々の貸借対照表ポジションのリスク保証は反対方向のリスク相殺的取引をもって担保されるが、かかる実務は例外事例ではなく通常のものとなっており、その点からしても、第252条2項の適用は少なからず問題を有していると見られている。従って、評価単位の形成にとっての課題は、評価が商法典第252条1項の諸原則およびにその他の正規の簿記の諸原則と合致するように公式化されねばならない点にあるという<sup>10)</sup>。それでは、この点に関して、どのような議論が進行しているのか。いくつかの事例をもって検討してみよう。

## II. 評価単位の具体的問題領域

### 1. 未決取引からの偶発損失引当金

商法典第249条1項1文では、「引当金は、不確定債務に対して、且つ、未決取引から発生のおそれのある損失に対して設定されなければならない。」と規定している。ここで、「未決取引（schwebende Geschäfte）」とは、商人が契約を締結し、その契約が契約者双方によって未履行の状態の取引をいう。この未決取引そのものに貸借対照表能力はないが、同一取引からの給付と

反対給付の相殺計算を前提に、反対給付の価値が給付の価値を上回るとき、つまり債務超過が生ずる場合には、商法典第249条1項1文に依拠して、未決取引から発生するおそれのある損失に対する引当金（偶発損失引当金）を形成しなければならない。その金額は、一般的見解によれば給付価値を上回る反対給付額となっており、かかる支配的な会計実務を前提として、商法典では、未決取引からの偶発損失引当金に対して、経済的一体性の観点から個別評価原則が合理づけられ、相殺計算による差額という形態での計上が義務づけられている。

しかし、ここでいう「未決取引」に対して、評価単位の設定をいかなる場合に許容するのかという点に関して、何等、一般的に妥当する規準は存在しないといわれる。マイヤー・ヴェゲリン（E.Maier-Wegelin）によると、一定の包括すべき取引（評価単位）の経済的損益を残高計算することは、そうしなければ財産・財務・収益状態が適切には描写されないために、そこに常に明確な利害が存在しているという。しかも、かかる利害問題は、事業活動の国際化によって益々、重要性を帯びてきている先物取引、オプション取引、外国為替取引、利子保証取引、そしていわゆる金融派生商品の場合に明確であり、これらの場合、評価単位に包括されるべき取引は、リスク相殺を目的とした意図（補償意図）を切り放せるか否かが問われているという。評価単位の形成にとっては、当該の取引が補償均衡的に対置することは要請され得ない。内的関連が与えられれば、契約当事者、期限、契約の範囲（数量と金額）は同一である必要はなく、契約対象物（通貨、有価証券、商品）の種類についても、全体リスクの補償といういみでの交換可能性で満足されるというのがマイヤー・ヴェゲリンの主張である<sup>(4)</sup>。

他方、未決取引からの偶発損失引当金には、評価単位と実現原則に関連して、別に問題も提起される。すなわち、ヴィードマンの例示する、残高計算する場合、第三者、例えば保証人もしくは自前の納入業者に対して、既存の請求もまた考慮しうるか否かという問題である。連邦財政裁判所は、1993年2月17日付の新しい判決において、保証給付引当金に関して、既存の償還請求権を引当金に限定的に考慮することに同意している。さらに、損失をもたらす未決取引の外部で生ずる正の成果貢献額（未実現利益）が引当金を形成する場合に考慮されうるのか否かという問題も存在する。しかし、文献においては、将来獲得されうる利益の考慮が実現原則に違反するため、広範に否定されているという<sup>(5)</sup>。従って、ここでは依然として実現原則、不均等原則が保持されているといつてよい。

ともあれ、商法典第249条1項1文によって、計上の義務づけられる未決取引からの偶発損失引当金について、評価単位の設定の可能性や実現原則との関連性をめぐって、新たな問題が提起されているのが現状である。そして、その問題は、次に取り上げる未決取引を含んだ外貨建取引

と金融商品取引というの現代取引の典型形態において具体的に現れるものとなっている。

## 2. 外貨建取引の会計処理

さて、外貨建取引の場合、そこに結合するリスクは、まったく反対方向の取引を締結することにより補償される。例えば、貸借対照表作成者が、外貨建支払債権に相当する金額をその満期時に、現在の先物買い相場で売却したり、逆に、外貨建支払負債に相当する金額を満期時に先物売り相場で購入する。その結果、外貨建支払債権もしくは外貨建支払負債から生ずる外貨リスクは、債権から派生する外貨建支払再販売について、もしくは債務の履行に必要な外貨支払の流出について補償されるため回避されることになる。同様の効果は、為替オプション、金融ヘッジもしくは為替相場保証の締結により達成される。特に、銀行の場合、それ以外に、スワップ取引、直物取引 (Kassageschäft) と先物取引 (Termingeschäft) との結合取引が存在する<sup>(13)</sup>、といわれる。

ところで、上のような取引のすべてにおいて、取引の各々を個別評価原則に基づき個別に考察するとすれば、その都度のリスク付帯の項目につき、偶発損失引当金を計上するか、あるいは減額記入が行われるかのどちらかであるが、他方で、成果期待の補償目的の取引については実現原則によって考慮されることはない。しかし、ヴィードマンによると、こうした処理法は、事象の頻繁性 (とりわけ銀行の場合) の観点から、引当金規模がそのことによって益々、肥大化してしまうだろうために、今日、広範に不十分なものとみなされているという。その場合、必要とされる引当金設定額は、貸借対照表が商法典第264条2項の要請する会社の財産・財務・収益状態の適切な洞察を示さず、むしろ、補償目的で反対方向の取引が締結される結果、表向きは発生することの予想される一連の損失が全く発生しないことが考慮されないため、リスク負担が強調され過ぎることになる。さらに、補償取引 (Sicherungsgeschäfte) を締結する者は、それを行わない者よりも常により悪化した損益を表示しなければならなくなる。というのは、補償取引が存在する場合、相場変動は絶えず、偶発損失を導くが、補償取引が存在しない場合、相場が貸借対照表作成者にとって都合の悪い方向に変動しない限りには、偶発損失は表示されないからである。しかし、このことは実質的諸関係に合致するものでないというのである<sup>(14)</sup>。

経済監査士協会はこうした背景のなかで二つの意見書を公開した。

1975年に、銀行専門委員会 (BFA) は、信用機関の領域に関して、専門意見書「信用機関の外国為替取引の会計と監査 (Bilanzierung und Prüfung der Divisengeschäfte der Kreditinstitute)」<sup>(15)</sup>を公表した。この専門意見書の内容の要点は、各外貨の積極側ポジションおよび消極側ポジションは貸借対照表日の直物中間相場 (Kassamittelkurs) で評価されるというものであつ

たが、詳細には次の評価原則を含むものといわれる<sup>(46)</sup>。

- (1)すべての貸借対照表項目は、その発生の時点に関わりなく、貸借対照表決算日の直物相場で評価される。
- (2)すべての先物取引は、先物取引の残余流通期間に対する貸借対照表日の直物中間相場で評価される。
- (3)それとは異なり、金額と満期日において一致した貸借対照表ポジションと先物取引とは一体として包括され、損益中立的に処理される。先物取引からの値下がり (Deport) と値上がり (Report) は期間配分して利子損益のなかで差引計算される。
- (4)上の1及び2に基づく評価の場合、評価利益がオープンなポジションから生ずる限りには、それは除去されなければならない。その場合、年度分類が考慮されねばならない。
- (5)先物評価からの評価結果は、利益が損失よりも前に発生する限りにおいて、同一通貨内で年度毎に相殺されうる。

ドイツ経済監査士協会の銀行専門委員会は1975年の意見書によって、外国為替取引 (Devisengeschäfte) の評価を市場要請に適合させるために、多様な観点から新機軸を求めた。外国為替先物取引に対する実現原則の独立した定義を態度決定したものではなかったとはいえ、クローズドなポジションの場合には、利益と損失の相殺計算を許容するものとした。また、統一的取引なる概念についても、評価単位を形成する貸借対照表ポジション間の特別な関係は前提とせずに、通貨毎の直物ポジション、通貨及び年度毎の先物ポジションは統一的取引 (評価単位) としてみなされると提示した。この文脈のなかで、未実現利益と未実現損失の相殺が実施しうるものとし、通貨及び年度毎の未実現損失が未実現利益を上回る限りにおいてのみ引当金の設定を義務づけたという<sup>(47)</sup>。

他方、経済監査士協会は、信用機関以外の業種についても、1984年に主要専門委員会の手によって「年度決算書及びKonzernabschlußにおける外貨換算に関して (Zur Währungsumrechnung im Jahres-und Konzernabschluß)」という草案を、1986年にはその修正草案を公表した<sup>(48)</sup>。この草案では、同一通貨内での積極側項目と消極側項目から構成されるクローズドなポジションの広範な形成が可能であるとし、「相場変動リスクは、通貨内部で請求と義務が金額的に相殺されない (未決取引を含む補償能力ある積極側項目および消極側項目からのクローズドな為替ポジション) 限りにおいて、基本的には存在しない」とした。また、評価単位の部分として見込まれる積極側は一定の項目に対する補償取引として適当か否かがその都度、吟味されなければならないとして、草案は次のように言及する。「未決取引からの請求および義務を含む積極側

項目および消極側項目は補償能力を有する。固定資産たる対象物（例えば、土地、資本参加、株式）は、かかる項目の場合、通貨相場利益および通貨相場損失を一定の時点に支払事象を通じて相殺させる保証を欠いているために、補償能力はない。」ただし、主要専門委員会は、この草案において、信用機関以外の業種については、銀行専門委員会のいう貸借対照表ポジションと先物ポジションとの分離や年度分類という方法を採用せず、従って、期間同一性は、積極側項目と消極側項目との期間相違が解消されない限り、要請していないという<sup>(9)</sup>。

ところで、ヴィードマンによると、上にみた経済監査士協会の1975年の意見書は文献上、多様に合意を得ているという。例えば、ヴェンネ（J.Benne）は異なる外貨建取引間の経済的関連はクローズドなポジションの形成の前提ではないことを主張し、同様にアドラー／デュリング／シュマルツ（H.Adler/W.Düring/K.Schmaltz）等によってクローズドなポジションに属する取引の金額上の一致や満期日の同一性の非前提性も主張された。しかし、満期日の観点では、個別事例での期限不一致は貸借対照表作成者が解消することが要請されたという。例えば、外貨建の異なる満期日を伴う債権と義務とが存在する場合、そこから生ずる貸越金は外貨で保持されねばならないという。また、包括的取引の疑いのない対応関係は貸借対照表作成者が記録義務を負うことで十分であるとされたし、さらに、借越金は、クローズドなポジションないし評価単位を示す取引とが、対応関係を有さなくとも良いために、一般的評価基準に従って処理されなければならないことが主張されたという<sup>(10)</sup>。

これに対して、文献において、信用機関以外の業種に対して公開された1984年草案については、オープンないしクローズドなポジションの全体的考察のみに終始し、補償された個別取引の会計処理については棚上げした点が批判にさらされたという。例えば、クローズドなポジションに対する会計処理に関して、グロー（M.Groh）によって、異議が唱えられた。グローによれば、通貨での債権と義務の金額上だけの相殺は、為替相場リスクを除外しておらず、評価単位のみが形成されてはならない。むしろ、貸借対照表日の時点で存在する相殺が将来もまた持続されねばならず、その結果、補償取引によるリスク相殺の可能性が与えられるだけでなく、堅実に反対方向の利益展開も得られるのだという。ただし、若干の学者たちは、経済監査士協会が必要とみなした、評価単位を形成する取引間の密接な経済的関係を要請したともいう<sup>(11)</sup>。

ともあれ、経済監査士協会の取り組みとそれへの学会の評価は、以上のような経過をみせたが、ヴィードマンは、経済監査士協会の専門意見書によって、総じて、一般的な合意に通じる評価単位設定への基礎が生み出されたという。評価単位内部での利益と損失との相殺計算もしくは評価単位の成果中立的処理は実現原則を引当金を制限する方向へと働かせたとみるのである。

そして、こうした状況は新たな展開を見せた。1990年11月30日付の銀行貸借対照表指令法の成立と、それを組み入れた商法典第三篇第4章における「信用機関に関する補完規定」の新設は、外貨建取引と未決取引たる先物取引に関して新規定を発効させた。

その内容はヴィードマンによって、次のように纏められることができる。

すなわち、商法典第340h条1項によれば、固定資産でないが外貨建である財産対象物と負債は、取得相場（Anschaffungskurs）でなく、貸借対照表日での直物相場でドイツマルクに換算されなければならない。未清算の先物取引は貸借対照表日の先物相場で換算されねばならない。さらに、商法典第340h条2項2文は、通貨換算から生じる収益は、財産対象物、負債もしくは先物取引に対して「特別の補償（besondere Deckung）」が存在する限り、損益計算書に認識されねばならない、と規定する。未実現利益のこの種の認識は、評価単位の枠内でのみ可能であるため、これによって、上のような場合は、評価単位の形成が義務づけられることになるという。「特別」の補償がなく、「一時的」補償の存在する財産対象物、負債もしくは先物取引に関しては、第340h条2項3文が、一般規準に従い貸借対照表に計上されるか、もしくは通貨換算から生じた金額を計上する、つまり評価単位が形成されるか、どちらかの選択権が付与されるという。なお、ここで「特別な補償」という場合、補填されるべき取引に関してクローズドな状態にされるか、さもなければこの取引と特別な関係が存在する補償取引が理解されているという<sup>(2)</sup>。

こうして、新商法典は、「特別な補償」という前提のもとに、包括的評価単位の形成と未実現利益の認識を法の下で明確に許容する新規定を発効させるに至ったのである。

### 3. 新金融商品の会計処理

金融革新（Finanzinnovation）の増大をもって、個別評価原則並びに実現原則と緊密に関わり合う評価問題が新たに発生している。この極めて台頭してきた金融革新は、信用機関の場合、国際取引の一層の進展、市場のグローバル化、市場相場の上昇、価格リスクの増大を通じて特徴づけられている。かかる金融革新の場合、とりわけ問題となっているのが補償目的に利用される、フォワード、フューチャー、オプションおよびスワップの金融派生取引である。これらの金融革新を伴う取引量は急激に増大しているが、それらのほとんどは貸借対照表に直接、表示されないオフバランス項目である。ドイツ機関の場合、このオフバランス取引金額は、貸借対照表総額の4倍に拡大しており、例えば、ドイツ銀行の場合、1993年12月31日時点のオフバランス金額はコンツェルン貸借対照表総額の約2.4倍にも達しているという<sup>(2)</sup>。勿論、かかる金融商品市場において、銀行は商取引者ないし「最終利用者（end-user）」として存在し、ほとんどすべての宛先

は需要者であり商取引者である企業のため、信用機関のみに対して、評価問題を独立して論じ得ない点は注意を要する。

さて、ヴィードマンは、金融市場の国際化に伴い、国際的慣行に合致した成果表示が求められるとし、ここでは評価単位を構築することによって、国際的慣行たるヘッジ会計（Hedge-Accounting）の成果と、商法典の規定、とくに実現原則との調和がなされる必要が迫られているが、ドイツでは明確な規制はこれまでのところ、存在していないという<sup>(24)</sup>。

しかし、ヴィードマンによれば、金融派生商品の場合、外貨建取引の場合と比較しうる傾向が存在し、市場価格リスクもしくは利子変動リスクは、例えばオプションもしくは先物取引（いわゆる、フューチャー）といった補償取引の締結によって対処されるべきだという。しかも、外貨建取引の場合と同様に、ここでも補償取引を考慮しないリスクの見積が、企業の財産・財務・収益状態の適切な模写を導くのかどうか問題となっており、かかる取引の場合にもまた、相場リスクもしくは利子リスクを補償する取引が一般的貸借対照表作成規準を遵守した場合、相場の変動もしくは利子影響を会計上の損失に含むような事象が考慮されなければならないのだという<sup>(25)</sup>。

ただし、この場合、マイクロ・ヘッジ（Mikro-Hedge）、ヘッジ会計のより進んだ方法たるマクロ・ヘッジ（Makro-Hedge）、あるいはポートフォリオ・アプローチ（Portfolio-Ansatz）との間には区別が行われなければならない。マイクロ・ヘッジの場合、個別のリスク付帯的ポジションは一定の補償取引によって補償され、マクロ・ヘッジの場合は、一連のリスク付帯的ポジションから生ずる全体リスクが、将来の価格変動と利子変動を考慮して、包括的補償措置によって相殺される。さらに、ポートフォリオ・アプローチでは、マクロ単位の全体が唯一の評価対象とみなされる。発展史的にみれば、リスク補償取引は、実務においてマイクロ・ヘッジからマクロ・ヘッジに、そしてさらにポートフォリオ・アプローチへと変化してきており、評価単位の設定もその問題内容が異なるものとなっている。

マイクロ・ヘッジの場合、今日、擁護される見解によると、複数の取引の包括は原則的に可能といわれる。この場合、評価単位の設定は外貨建取引と同様に、貸借対照表作成者が記録しなければならない個々の取引相互の対応関係が前提となっている。その他、基礎取引（Grundgeschäft）と補償取引（Sicherungsgeschäft）とは相場関係に基づき現実にはリスク補填が生じなければならない。ここでも、補償のための取引がその都度対応する貸借対照表ポジションに適合しているのか否かが結局、監査されねばならないが、取引の金額上の一致は、満期日の同一性と同じく、必要とはみなされないという<sup>(26)</sup>。

この点、経済監査士協会の銀行専門委員会は、1993年2月の意見書「金融先物取引とフォー

ド・レート契約の会計と監査 (Bilanzierung und Prüfung von Financial Futures und Forward Rate Agreement)」において、一定の貸借対照表項目を補償する先物取引とフォワード・レート契約に関して、基礎取引と補償取引との一体性 (Zusammengehörigkeit) が明確であり記録され、なおかつ補償取引が基礎取引に対応するリスクを基礎づけているときには、ともに評価単位を形成することを前提にした<sup>(97)</sup>。しかし、ヴィードマンは、かかるマイクロ・ヘッジが、その根拠を結局のところ、実現原則の引当金限定的効果においているために、信用機関の場合の商業活動の規模と変化に適合するものではないという。信用機関の商業活動の規模を考慮するとき、補償を行う取引の多様性の観点から、個別商品関連的保証は反対方向の取引との相対的結合 (マイクロ・ヘッジ) では通常満足しえない。従って、実務においては、補償商品の帰属において多くの弾力性への要請が存在しているというのである<sup>(98)</sup>。

これに対して、マクロ・ヘッジの場合、一定の取引のリスク相殺は、ポートフォリオのすべてのポジションにつき成果的な効果を包括する価値構成要素によって代替されるという。ここでは、相対の反対方向の取引ではなく、同一のリスクにさらされる製品群の全体在高が、評価単位として適用される。価値上の相殺は、個々の取引の現在価値たる市場価値の算定とそれらの相殺によって行われることになる<sup>(99)</sup>。

従って、ヴィードマンによると、マイクロ・ヘッジをもって、基礎取引と補償取引とを対応させる、真性のもしくは物理的な評価単位とみなすならば、マクロ・ヘッジやさらにポートフォリオ・アプローチの場合には、どの程度、リスクが価値的に、例えば比率的に補償されるかが示されるという意味で、論理的もしくは擬制的な評価単位 (logische oder virtuelle Bewertungseinheit) が問題になっている。そして、かかる方法の正当性はアメリカ会計基準や国際会計基準ではなく、むしろ、こうした金融商品に関わる取引者の国際的な慣行においてみられるのだというのである<sup>(100)</sup>。

### Ⅲ. 評価単位形成の可能性

以上みたように、従来、評価単位の形成に対して一般的に妥当しうる規準を確定しようとする試みが行われてきたが、それらの場合、大方は、経済的に相互に関連したリスク負担的貸借対照表項目と具体的・明確な利益機会が存在することを前提としていた。従って、評価単位の形成にとっての前提を的確に規定するためには、未実現損失が、それが未実現利益と相殺されることによって見越しされないように、大抵は活用されることを考慮されねばならない。しかし、ヴィー

ドマンは、このことが不均等原則を制限するものとしてではなく、不均等原則の経済的規範目的に合致した唯一の解釈としてみなすことができるという。それは、実現原則が不均等原則よりもより重要な重みをもって、将来負債に対して、消極側計上に限定的に作用するためであり、それによって、評価単位の形成に基づく貸借対照表が、その評価単位なしの場合に比較して、財産・財務・収益状態を的確に模写しうることになるからである。結果として、評価単位の一部は未実現損失と同様に確実な収益であるが、純粹に投機的収益とはならない。その限りで、評価単位に対する具体的でもしくは疑いのない利益機会への要請は合意されるという<sup>(31)</sup>。

ヴィードマンの場合、上のような規準に基づけば、評価単位形成にとって次のごとき許容前提が与えられる<sup>(32)</sup>。

- (1)諸事象を貸借対照表において適切な処理で表現しなければならない貸借対照表作成者の意図に従えば、包括されるべき貸借対照表ポジションは、収益拘束的部分がリスク負担部分からの偶発損失を回避するように、互いに制約されねばならない。この場合、取引の分離表示は、そうした意図で締結された補償取引を否定し、補償取引によりリスク補填を行う貸借対照表作成者にとって、その種の補填措置をとらない貸借対照表作成者と同様の処理をおこなうときは別として、経済的にあまり明確でない結果を導くことになる。リスクの一時的相殺は原則として十分なものではない。
- (2)リスク相殺に向けられる貸借対照表作成者の意図は、確かに、相殺取引が偶発損失をくい止める上で適切ではないときには破綻する。例えば、ある通貨での外貨建取引を別の通貨での反対取引によって補償する場合がそれに妥当する。そこでは損失の自動的相殺は生じないために、評価単位の形成は排除される。ただし、補償取引としての取引の属性は狭く解釈されるべきではない。外貨建取引や利子先物取引に関しては、金額の一致や満期日の同一性は要請されず、満期日の観点では、補償に必要な補填取引がおこなわれる余地を貸借対照表作成者が有するか、考慮するかで十分である。
- (3)評価単位の枠内で補償取引として適合しないのは、収益効果が不確定な状態である。補償取引は、特別の事態が発生しない限り、貸借対照表作成者が収益を予定しうるよう行われなければならない。従って、実現原則からのこれ以上の離反は、どのような場合も、正当化しえない。その発生が少なくとも相当程度に担保されないような収益の認識は貸借対照表能力はない。
- (4)基礎取引と補償取引について、補償状況発生まで補償関係が解消できないことは、評価単位形成にとっては必要でない。貸借対照表日時点で、評価単位形成の前提が存在する限り、それで十分である。

(5)補償されるべきポジションと補償取引の契約当事者の同一性も同様に必要でない。貸借対照表ポジションの補償は、しばしば、第三者との補償取引の締結によってのみ行われ、それによって補償取引の保証能力が少なくなることはないからである。

こうして、ヴィードマンにあっては、評価単位の形成については相対的に厳格な前提が提起される。それにより、実現原則にも不均等原則にも通ずる事実が考慮されるという。実現原則と不均等原則という会計法における二つの中心原則の適用領域を限定することは、それらの保持が貸借対照表の情報能力に対して決定的意義を持つ場合に限りて正当化しうるのであり、それは、偶発損失に対する特別の補償措置を貸借対照表作成者が講ずる場合に妥当しうるが、しかし、それは一般的評価基準に基づいて処理されるのだとするのである<sup>(33)</sup>。

しかし、ヴィードマンが、外貨建取引と金融革新商品の領域においては、例外が認められねばならないとしている点は注意を要する。かかる取引領域の商形態と締結頻度の多様性は、個々の取引相互を明確に対応させるのはほとんど不可能であるからである。しかし、この領域における信用機関の活動範囲は、評価単位の形成を要求する。というのは、さもないと経済的諸関係が不適切な計り知れない引当金需要を発生するだろうからだという。諸処の取引を評価単位に包括することは、その限りでマクロ・ヘッジの場合、許容しうるのであり、それどころか、いわゆるポートフォリオ・アプローチ、すなわち全体マクロ単位のアプローチを評価対象として容認しなければならなくなるだろうとヴィードマンは述べている。制度化されたリスク管理とオープンなポジションの厳密な限定によって商在高が継続的に補償されるならば、その場合、こうした新しいアプローチは組織的規制を通じて、個別の対応決定（マイクロ・ヘッジ）から置き換わることができるというのである。ただし、ヴィードマンは、かかる包括的な評価単位の形成をも可能にする信用機関に対する特別規定がどの程度、一般的な正規の簿記の諸原則と合致するかは尚、検討されねばならないともいうのである<sup>(34)</sup>。

かくして、ヴィードマンにあっては、評価単位の形成への要請は外貨建取引および金融革新という特定の領域において緩和されることになる。それは、個々の取引に関して補償意図を証明することは、そうした取引の範囲という視点からはまさしく可能でないからである。そして、こうした取引範囲の膨大さはまさに、評価単位設定の断念～理性ある商人の判断に基づかない損失引当金の計上強制～という帰結で満足し得てはならないと結論づけるのである<sup>(35)</sup>。

むすびに

今日、広く国際的な取引を大規模に行う企業は、為替相場と利子率の変動から生ずる大きなリスクを負っている。そして、かかるリスクを回避する補償手段として、企業は、ヘッジ効果のある金融取引と先物取引（フューチャー）、オプション、スワップといった金融派生商品の新取引を多様に利用してきている。しかし、これらの補償目的の新金融取引は、契約時には未履行の未決取引であり、貸借対照表能力の存在しないオフバランス項目である。現行のドイツ商法典では、こうした未決取引については、そこから生ずる偶発損失についてのみ引当金の設定を義務づけている。しかし、その場合でも、未決取引の評価単位の範囲をどのように限定するのか（基礎取引と補償目的の金融取引を一体のものとするか否か）という点に関して、未だ、明確な会計規準は存在していないのが現状である。しかも、評価単位の範囲決定は、商法典第252条1項の一般的評価原則との関係でも大きな問題を投げかけている。第252条1項に掲げられる個別評価原則に基づけば、かかる補償目的の新金融取引の場合、基礎取引と一体となった評価単位は形成されず、それらの取引は個別に評価されなければならない。また、慎重性原則とそれを支える不均等原則、実現原則によれば、未実現損失のみの見越計上が義務づけられ、未実現利益は認識されることはない。従って、この一般的評価原則の適用のもとでは、「基礎取引（ないし補償取引）からの負の評価結果は、損益作用的に引当金もしくは減額記入として把握され、これに対して、補償取引（ないし基礎取引）からの正の評価結果は考慮されることはない<sup>(36)</sup>。」また、ドイツ商法典は、その第252条2項で、「根拠ある例外事例」において一般的評価規定の離脱を認めているが、この規定はあくまで特殊な例外的事例を想定したものであって、企業実務、とりわけ信用機関において、一般的慣行となっている補償取引（金融取引）に必ずしも、適応しているものでもない。かくして、現在のドイツでは、評価単位の設定問題を中心として、個別評価原則や実現原則・不均等原則の解釈の見直しや、そこにおける正規の簿記の諸原則の位置づけをめぐって、多くの議論が繰り返されている。

この点、ヴィードマンの論攷は、現行商法典の枠組みの中で、実現原則、不均等原則という伝統的な保守主義的な利益確定規範を依然として維持しつつも、外貨建取引、金融革新による新金融取引という質量ともに拡大化した取引領域に対して、クローズドなポジションの存在を前提として、基礎取引と補償取引との一体的な評価単位の形成と未実現損益の相殺計算を論理づけたものといえよう。しかも、ヴィードマンにあつては、実現原則のゆるやかな（ヴィードマンの場合は、相対的に厳格な）解釈による未実現利益の認識と評価単位内での未実現損失との相殺計算は、

商法典第264条2項に基づく「実質的諸関係に合致した写像」の情報開示要請に応えるものと捉えられるのである。もとより、こうしたヴィードマンの主張には、商法典第340h条における通貨換算規定の新設が大きな背景になっている。周知のように、ドイツでは、1990年の「銀行貸借対照表指令法」の成立によって、従来、信用制度法に存在し、ドイツの信用機関に対して適用されてきた会計諸規定は、商法典第三篇第4章の「信用機関に関する補完規定」に体系的に収容されることになったが、そこにおける商法典第340h条の新規定は、外貨建の財産対象物、負債及び先物取引に対して、「特別の補償」を前提として、基礎取引と補償取引との一体化した評価単位の形成と通貨換算から生ずる未実現利益の認識を認めるに至っている。かかる一体的な評価単位を認める新規定を拡大解釈して、金融革新による新金融取引一般への適用を図ったものが、ヴィードマンの主張に他ならない。

しかし、問題とすべきは、ここでいう「特別の補償」の内容であろう。ヴィードマンの意図する「特別の補償」とは、基礎取引と補償取引との金額・満期日・契約当事者の同一性という客観的指標を要件とするものではない。むしろ、外貨建取引の場合、経済監査士協会の意見書等に依拠して、基礎取引のリスクと補償取引との記録された、貸借対照表作成者の意識上での相対関係、クローズドなポジションが前提にされる。しかも、かかるクローズドなポジションは、補償目的の新金融取引の場合、国際的に実務慣行となっているマクロ・ヘッジあるいはポートフォリオ・アプローチを媒介にして、より包括的な評価単位での対応関係へと拡大解釈される。ここでは、多様な補償取引と基礎取引とのマクロレベルの組み合わせを可能にする擬制ないし論理上の評価単位が形成され、未実現損益のおおがかりな相殺計算が容認される。こうしてみると、ヴィードマンの論考も、いうところの「理性ある商人の判断に基づかない」過大な損失引当金の計上を回避して、未実現損益の相殺に基づく経營業績表示、つまり「実質的諸関係に合致した写像の伝達」を要請することに、その理論の本質的役割はない。むしろ、そこでは、包括的な評価単位という論理的・擬制的概念のなかで、多様な取引から生ずる未実現損失と未実現利益を相殺させ、それによって弾力的な損益操作を合理づける点にこそ理論の制度的課題があったとみなければならない。また、そこに今日、新金融取引の進展を前にして活発に論議される評価単位問題と実現原則・不均等原則の解釈見直し論が内在的にもつ、実質的な意味内容をもととることができるといえよう。

(1) Walter Busse von Colbe/Klaus Chmielewicz, Das neue Bilanzrichtlinien-Gesetz, in: DBW, 1986, S.299.

(2)(3) Friedrich Wilhelm Selchert, § 252 Allgemeine Bewertungsgrundsätze, in:

- Handbuch der rechnungslegung, Kommentar zur Bilanzierung und Prüfung, Band 1a, 4.Aufl., hrsg. Karlheinz Küting/Claus-Peter Weber, 1995, S.824
- (4) Ulrich Leffson, Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung, 7.Aufl., 1987, S.28.
- (5) Harald Wiedmann, Bewertungseinheit und Realisationsprinzip, in: Neorientierung der Rechenschaftlegung, eine herausforderung für Unternehmer und Wirtschaftsprüfer, Bericht über die Fachtagung 1994 des Institute der Wirtschaftsprüfer in Deutschland, 1995, S.101-103.
- (6) Ebd., S.103-104.
- (7) Friedrich Wilhelm Selchert, a.a.O.,S.823.
- (8) Wolfgang Freericks, 『ドイツ商法典』(宮上一男、W.フレリックス監修、森山書店、1992年)の第252条の解説参照。
- (9) Reinhard Prahl/Thomas K.Naumann, Zur Bilanzierung von portfolio-orientierten Handelsaktivitäten der Kreditinstitute, in: WPg, 1991, S.729.
- (10) Harald Wiedmann, a.a.O.,S.104.
- (11) Eberhard Mayer-Wegelin, § 249 Rückstellungen, in: Handbuch der Rechnungslegung, Kommentar zur Bilanzierung und Prüfung, Band 1a, 4.Aufl., hrsg.Karlheinz Küting/Claus-Peter Weber, 1995, S.622-623.
- (12) Harald Wiedmann, a.a.O.,S.105.
- (13) Ebd., S.106.
- (14) Ebd., S.107.
- (15) Vgl. IDW; BFA 1/1975, Bilanzierung und prüfung der Devisengeschäfte der Kreditinstitute, in: WPg, 1975.
- (16)(17) Harald Wiedmann, a.a.O., S.107-108.
- (18) Vgl. IDW; Entwurf einer HFA-Verlautbarung, Zur Währungsumrechnung im Jahres- und Konzernabschluß, in: WPg, 1984./Geänderter Entwurf einer HFA-Verlautbarung zur Währungsumrechnung im Jahres- und Konzernabschluß, in: WPg, 1986.
- (19) Harald Wiedmann, a.a.O.,S.108-109.
- (20) Ebd., S.109-110./vgl.Jurgen Benne, Einzelbewetung und Bewertungseinheit, in: DB, 1991, S.2605./Hans Adler. Walter Düring. Kurt Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen, Kommentar zum HGB, AktG, GmbHG, PublG nach den

Vorschriften des Bilanzrichtlinien-Gesetz, 5.Aufl., 1987, § 249HGB Tz.109.

- (21) Ebd., S.110./vgl.M.Groh, Zur Bilanzierung von Fremdwährungsgeschäften, in: DB, 1986, S.875.
- (22) Ebd., S.111.
- (23)(24) Ebd., S.113.
- (25) Ebd., S.114-115.
- (26)(28) Ebd., S.115-116.
- (27) Vgl.IDW; BFA 2/1993, Bilanzierung und Prüfung von Financial Futures und Forward Rate Agreement, in: WPg, 1993.
- (29) Harald Wiedmann, a.a.O.,S.117.
- (30) Ebd., S.118
- (31) Ebd., S.119
- (32) Ebd., S.119-121
- (33)(35) Ebd., S.122.
- (34) Ebd., S.121.
- (36) Arbeitskreise, Externe Unternehmensrechnung/Finanzierungsrechnung; Grundsätze der Bilanzierung derivativer Finanzinstrument im Währungs- und Zinsbereich, in: 50. Deutscher Betriebswirtschaftler-Tag, Kongreßleitfaden, 07-08.Oktober 1996, Berlin, S.107.